

# 小規模事業者等活性化事業(新規事業)

町内に主たる事業所を有する小規模事業者等の経営安定、持続発展を支援します。

## 補助対象者

- ・商工会のサポートを得て、販路開拓・生産効率の向上・事業拡大・サービスの向上等に積極的に取り組む小規模事業者等(町内に主たる事業所を有する事業者に限る)
- ・国の持続化補助金、県のいきいき補助金の交付者を除く

※小規模事業者の定義は下記のとおりとする。(県のいきいき補助金に準じる)

- ・卸売業・小売業：常時使用する従業員数が5人以下
- ・サービス業(宿泊業・娯楽業)：常時使用する従業員数が20人以下
- ・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)：常時使用する従業員数が5人以下
- ・製造業その他：常時使用する従業員数が20人以下

## 補助内容

1 店舗及び付帯設備、生産設備の導入  
・店舗の新築又は改築、生産設備の導入又は更新にかかる経費等

2 新商品開発、事業拡充にかかる経費  
・原材料費、機械装置費、工具器具費等

3 県外商談会等参加経費

4 国外商談会等参加経費

対象経費の  
1/2以内の補助

上限額 20万円

対象経費の  
1/3以内の補助

上限額 10万円

上限額 20万円

小規模事業者等の持続的発展・挑戦をサポートし、地域経済の活性化を図る

## ◇ 補助対象経費

1	①新築・改装費	<p>補助対象事業者が町内事業者と契約を締結し行う工事費。 ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>○住宅部分及び住居併用の事務所                      ○施設と別棟の倉庫・駐車場等の工事          ○造園・門扉・塀又は外構のみの工事                      ○下水道接続のみとなる配管工事          ○施設改修の工事を伴わない解体工事                      ○内装工事を伴わない電気製品及び照明器具の取替工事</p>
	②設備投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の拡大や生産効率の向上又はサービスの向上に繋がり、直接的に事業の用に供するものであり、リース契約に基づくものでないこと。</li> <li>・ 町内の施設に設置するものであること。</li> <li>・ 取得価格が3万円以上であること。</li> </ul>
2		<p>原材料費、機械装置費、工具器具費、外注加工費、システム構築費、消耗品費等対象事業の実施に直接要する経費</p>
3		<p>展示会等出展料、旅費、宿泊費、広報費、展示物の運搬費、消耗品費等対象事業の実施に直接要する経費</p>
4		